

富士国有林の地域別の森林計画書（案）

第2次変更計画

（変更部分のみ）

（富士森林計画区）

計画期間	自	令和3年4月1日
	至	令和13年3月31日

関 東 森 林 管 理 局

富士国有林の地域別の森林計画の変更について

【変更理由】

次の理由から森林法（昭和26年法律第249号）第7条の2第3項において準用する同法第5条第5項の規定に基づき変更するものである。

既に計画している箇所以外の荒廃溪流において、保安施設を追加するため、治山事業の計画量を変更する。

なお、本計画は令和5年4月1日から適用する。

【変更項目】

Ⅱ 計画事項

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

（3）実施すべき治山事業の数量

森林の所在		治山事業 施行地区数		単位 地区	
市町村	区 域（林 班）		うち前半 5 年 分	主な工種	備 考
富士宮市	5、12、19、27、62、68、161、 165、166、169～171	12	12	溪 間 工	
御殿場市	568	1	1	溪 間 工 山 腹 工	
小山町	491、492、495、496、518～ 520、523～525、530～536、 546～551	23	23	溪 間 工 山 腹 工 植 栽 工	
合 計		36	36		